

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和元年12月6日（令和元年（行情）諮問第413号）

答申日：令和2年2月14日（令和元年度（行情）答申第534号）

事件名：特定司令部にある日米の国旗を掲揚したポールの図面等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「キャンプズケラン司令部（石平）にある日米の国旗を掲揚したポールの図面と当該ポールの設置を含む工事の積算時の積算資料（積算時の積算資料（積算価格内訳明細書，内訳書，代価表，経費一覧表，諸経費対象外内訳，機械運転単価表，施工パッケージ表）」（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成31年3月14日付け沖防第1325号により沖縄防衛局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 沖防第1325号が平成31年3月14日に行政文書不開示となったことを知って，それを正しく理解したいため。

イ 平成31年2月12日，沖縄防衛局にキャンプ瑞慶覧司令部の日本の旗が米国の旗より低くなっているのはなぜかと聞いたら，防衛局は，米国が旗を掲げるポールは米国が立てたからではないのかと話した。米軍（G7）からは沖縄防衛局が立てたのでG7は分からないと話した。そこで，沖縄防衛局から情報公開で行政文書の開示請求をするようにと話したので，請求をしたが不開示になり，そのため，行政不服審査法に基づき行政不服審査を請求する。

ウ 沖縄防衛局は，日本の旗と米国の旗の高さが違ってもそれを同じ高さに正そうとしないため。

エ 何のために思いやり予算を使っているのか，理解し難いため。

（2）意見書（添付資料省略）

ア 防衛局（防衛省）が，思いやり予算で旗を掲げるポールを作った目

的を知るため。

イ 先日、令和元年7月14日、同年9月8日、キャンプ瑞慶覧司令部で日本の旗が小さく、米国の旗が大きく揚げられていて、その事からして、審査請求人から見れば米国は日本を属国だと言っている。

また、9月8日の午後には、日本の旗と米国の旗は同じ大きさに揚げられていた。しかしながら、日本の旗はポールの先端の手前までしか揚げられていない。米国の旗はポールの先端まで揚げられており、この事からしても米国は日本を属国だと言っている。

また、日本政府は日本と米国は同盟国だと言っているが、同盟国同士でこのような事はありません。

この事を防衛省（沖縄陸上自衛隊，沖縄防衛局），外務省に電話をし、この件を話し、日本の旗と米国の旗が同じ大きさを揚げる事を米国側に伝えた。このような事が二度と起こらないように抗議するように話したが、後日、キャンプ瑞慶覧四軍調査官室（G7）に電話をし、7月14日、9月18日の事で日本側から日本の旗が小さく、米国側の旗が大きく揚げられた事に抗議があったかと聞いたが、日本側からは何もなかったと話していた。

このような事では、米国（米軍）の事件や事故等を少なくしようと努力をしても、日本側が抗議等をしないのであれば事件事故等を少なくできるとは思えない。審査会でポールの図面、工事資料等が明らかになり資料が（審査請求人）に提出されたときには、米国側にポールの高さ、旗の大きさを同じになるように求めたいと思っている。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、処分庁に対し、本件対象文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書が存在しないことから、法9条2項の規定に基づき、平成31年3月14日付け沖防第1325号により、文書不存在による原処分を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 本件対象文書の保有の有無について

本件開示請求を受け、沖縄防衛局において、関係部局の共有フォルダ及び書庫等の探索を行った結果、本件対象文書の保有を確認することができなかったことから、不存在につき不開示としたものである。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「行政文書不開示となったことを知って、それを正しく理解したい」として、原処分について行政不服審査を請求するが、上記2のとおり、本件対象文書の保有を確認することができなかったことから、

不存在につき不開示とする原処分を行ったものである。

また、本件審査請求を受け、処分庁において念のため再度探索を行ったが、本件対象文書の保有を確認することはできなかった。

なお、審査請求人は、「沖縄防衛局は、日本の旗と米国の旗の高さが違ってそれを同じ高さに正そうとしない」、「何のために思いやり予算を使っているのか、理解し難い」などと主張するが、これらは原処分に対して不服を申し立てるものではない。

よって、諮問庁としては、審査請求人の主張には理由がなく、処分庁が行った原処分を維持することが妥当であると考ええる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年12月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和2年1月7日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同月28日 審議
- ⑤ 同年2月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 「キャンプズケラン司令部（石平）にある日米の国旗を掲揚したポール」については、沖縄防衛局において設置工事の発注を行っていないため、国有財産登録に関する文書を保有しておらず、当該ポールの設置工事に沖縄防衛局は関与していない。

イ なお、米側に確認したところ、当該ポールは米側で設置した財産である旨の回答を得ている。

ウ 以上のことから、本件対象文書は作成も取得もしておらず保有していない。

(2) 沖縄防衛局において、本件対象文書は作成も取得もしていない旨の上記(1)の諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、沖縄防衛局において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

原処分の不開示理由について、「保有を確認できないため」と記載されているところ、一般に文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書の保有を確認できないという事実だけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に廃棄又は亡失したのか等、当該文書が存在しないことの要因についても理由として付記することが求められる。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであるといわざるを得ず、処分庁は、今後の対応において、上記の点につき留意すべきである。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、沖縄防衛局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 佐藤郁美, 委員 中川丈久